

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



All For One

2021年8月1日

発行所

オールフォーワングループ

司法書士・行政書士 国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021

東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコバビル4階

Tel.0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

夏が暑いのは当たり前ですが今年の夏は格別、オリンピック・パラリンピックの記念すべき年ですから、一生のうちでも忘れられない暑さになりそうですね！どうか皆さま、水分補給をしっかりとなさって熱中症にはくれぐれもお気を付け下さい。

さて、後見監督人と聞いて皆さんはどう思われますか？

自分が監督されるのか、嫌だな(汗)と思う方は多いかもしれません。いやいや、監督人がつくなんてとても安心!と周囲からみればポジティブに捉えることもできるかもしれません。そんな監督人に私も数件就任しています。監督人は親族後見人の指導、監督をすることになりますから就任当初、基本的な後見事務の方針について打ち合わせた後、定期的に報告されたものをチェックしたり間違いがあれば修正を促します。そして後見業務についての相談も受けます。基本的に監督人を外れるということはありませんから親族後見人とは結構長いお付き合いになったりします。嫌われ役ではありながらもお互い大人ですから世間話もしながらつかず離れずの微妙な関係が続いていくのです。



IKUKO

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

成年後見制度では～

民法第863条【後見事務の監督】

後見監督人又は家庭裁判所は、いつでも、後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。

民法に記載の通り、家庭裁判所は、いつでも成年後見人に対して後見事務の報告を求めることができます。毎年1回必ず定期報告を提出します。(その他にも必要に応じて報告をする場合があります) その管理している成年被後見人の財産の収支について取りまとめる作業は、ご家庭で例えると、家計簿をつけるようなイメージに近いものと言えます。その報告を取りまとめる際にはいくつか注意すべき点があります。

◆まず、預貯金の名義は、後見人個人や第三者名義にせず、

- ・被後見人の名義
- ・●●●●(被後見人名) 成年後見人▲▲▲▲(後見人名) としなければなりません。

後見人が管理する被後見人の口座であることを明確にするため、必要かつ大事なことです。このような口座の名義変更や口座開設には金融機関での手続きを要します。

※手続きには金融機関所定の届出書や成年後見に関する「登記事項証明書」などの他、書類の提出を求められる場合があります。詳しいことは各金融機関へお問合せ下さい。

◆被後見人の財産管理は安全確実にすることが基本です。

後見人の判断で元本保障のない投機的な運用(株式購入、投資信託、外貨預金など)を行うことは避けること。現金は盗難、紛失の恐れがあるので50万円を超える現金の保有(手元管理)は避け、必ず預貯金で保管するようにと指導されています。

実は…

預貯金の口座が多岐にわたっていたり、預け替えが頻繁だったりすると管理はとても大変です。

なぜかというところ…

家庭裁判所への報告時には全通帳の記帳をするなど、指定された報告月末の残高が分かるようにしなければなりません。そのため、残高証明書を発行したり、全口座の通帳の写しを提出したりすることが求められます。

！通帳の写し(コピー)の取り方にも家庭裁判所推奨の指定があります！

このような点からも、預貯金の口座が多数ありますと、資料作成に多大な労力を要することになるため、注意が必要です。

定期的な収入・支出についてはなるべく一つの口座で入金や自動引き落としがされるようにしておく、把握しやすく便利であり間違いを防ぐことにもなります。

★LINE公式アカウント★

@965ehhek



ぜひ友達登録をお願いします(≧▽≦)～!!

YouTube

国松偉公子の相続相談室



★こんな時どうすればいいの?解決のヒントが!★

